

平成29年9月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 3 茨木市市税条例等の一部改正について
- 4 茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
- 5 茨木市こどもの医療費の助成に関する条例等の一部改正等について
- 6 茨木市立保育所条例の一部改正について
- 7 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 8 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 9 茨木市待機児童保育室条例の一部改正について
- 10 茨木市学童保育室条例の一部改正について
- 11 茨木市太田東芝町・城の前町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 12 茨木市駐車場条例の一部改正について
- 13 茨木市道路標識の寸法を定める条例の一部改正について
- 14 平成28年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 15 平成28年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 16 市道路線の認定について
- 17 市道路線の変更について
- 18 財産(土地)の処分について(彩都あかね10番1外7筆)
- 19 平成29年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第1号)

(認 定)

- 1 平成 28 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 平成 28 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 平成 28 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 平成 28 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 平成 28 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 平成 28 年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 平成 28 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 平成 28 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 2 平成 28 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 3 平成 28 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 4 放棄した債権の報告について

議案第 56 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
<input type="radio"/> 現 委 員	<small>しの なが やす ひで</small> 篠 永 安 秀
<input type="radio"/> 任 期	平成 2 9 年 9 月 3 0 日任期満了 初就任 平成 2 1 年 1 0 月 1 日就任 2 期目 (任期 4 年)
<input type="radio"/> 選任予定者	
議案第 57 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
<input type="radio"/> 現 委 員	<small>なか たけ お</small> 仲 猛 夫
<input type="radio"/> 任 期	平成 2 9 年 9 月 2 4 日任期満了 初就任 平成 2 3 年 9 月 2 5 日就任 2 期目 (任期 3 年)
<input type="radio"/> 選任予定者	

○ 地方税法の改正等に伴う所要の改正

・主な改正内容

- ①配偶者控除等における新たな控除額の仕組みの設定等に伴い規定を整備
- ②個人住民税における住宅ローン控除の減税措置について、適用期限を2年半延長（平成33年12月31日まで）
- ③法人市民税について、地方法人税（国税）の税率引上げに伴い、法人税割の税率を引下げ
 - ・法人税割（市）12.1%→8.4%（△3.7%）
 - 〔地方法人税（国）4.4%→10.3%（+5.9%）〕
- ④減免対象となっている収益事業を行っていない法人について、減免手続を簡素化
- ⑤自動車取得税の廃止に伴い、市税として軽自動車税の環境性能割を創設するとともに種別割を規定
- ⑥軽自動車税におけるグリーン化特例（税率軽減措置）について、適用期限を2年間延長
- ⑦「わがまち特例」の対象となる次の施設等の固定資産税等の特例割合を規定
 - ア 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産（定員5人以下）
 - イ 企業主導型保育事業の運営補助を受けた者が、当該事業用に供する固定資産
 - ウ 緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に基づき設置する市民緑地用の土地
- ⑧居住用超高層建築物への課税について、税額算出に用いる専有床面積に関する階層別床面積補正率の設定に伴い、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定

- ・施行日
 - ④ 平成30年 4月1日
 - ① 平成31年 1月1日
 - ③、⑤ 平成31年10月1日
 - ②、⑥、⑦、⑧ 公布の日

○ 介護保険法施行規則の改正等に伴う所要の改正

・主な改正内容

主任介護支援専門員の定義に、「主任介護支援専門員研修を修了した日から5年経過ごとに更新研修を修了している者」の要件を追加

- ・施行日 公布の日

○ こども医療費助成制度の対象を拡充するとともに、大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う所要の改正等

- ・ こども医療費助成制度の対象となるこどもの年齢の上限を「12歳」から「15歳」まで拡充する。
- ・ 将来にわたり持続可能な制度構築の観点から、受益と負担の適正化を図ることを目的として、大阪府福祉医療費助成制度が改正されたことに伴い、本市においても府制度の内容に準じた再構築等を行う。

[主な再構築の内容]

①障害者医療費助成制度

- ア 対象者を「身体障害者及び知的障害者」から「重度障害者」に変更
- イ 精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者のうち、障害等の程度が重度である者等を対象に追加

②老人医療費助成制度

- ア 重度の障害者及びひとり親家庭対象者は、重度障害者医療、ひとり親家庭医療へ移行
- イ 新たな重度障害者医療費制度で対象外となる者（精神通院者等、市単独制度〈60歳以上の中度障害者〉受給者）は、経過措置期間として、平成33年3月末まで又は65歳に達する日のいずれか遅い日まで助成

③ひとり親家庭医療費助成制度

老人医療費対象のひとり親家庭における高齢者を対象に追加

④老人医療費（経過措置）、重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費、こども医療費助成制度における助成範囲の拡充（共通事項）

助成内容として、訪問看護ステーションによる訪問看護療養費等で保険給付された場合を追加し、精神病床への入院は範囲外（現行の対象者のみ3年の経過措置）である旨を追加

- ・ 茨木市個人番号の利用に関する条例において、個人番号の利用範囲を定める別表に引用している条例名を変更

- ・ 施行日 平成30年4月1日

議案第 61 号	茨木市立保育所条例の一部改正について	18 頁参照								
<p>○ 市立小規模保育施設の新設に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 条例名を「茨木市立保育所及び小規模保育施設条例」に変更 ② 対象施設に小規模保育施設を追加 <table border="0" data-bbox="223 448 877 616"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">名 称</td> <td>茨木市立小規模保育施設のぞみ</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>茨木市春日五丁目 5 番 1 8 号</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>1 9 人</td> </tr> <tr> <td>対象年齢</td> <td>0 歳～ 2 歳</td> </tr> </table> ・ 施 行 日 平成 3 0 年 4 月 1 日 			名 称	茨木市立小規模保育施設のぞみ	位 置	茨木市春日五丁目 5 番 1 8 号	定 員	1 9 人	対象年齢	0 歳～ 2 歳
名 称	茨木市立小規模保育施設のぞみ									
位 置	茨木市春日五丁目 5 番 1 8 号									
定 員	1 9 人									
対象年齢	0 歳～ 2 歳									
議案第 62 号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について									
<p>○ 市立小規模保育施設の新設等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者負担額の徴収、延長保育料及び主食費用に関する規定に「市立小規模保育施設」を追加 ② 保育士の規定において引用する法律（国家戦略特別区域法〈児童福祉法等の特例〉）の条ずれを改正 ・ 施 行 日 ① 平成 3 0 年 4 月 1 日 ② 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律第 1 条の規定の施行日又は本条例の公布の日のいずれか遅い日 										

議案第 63 号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
<p>○ 国家戦略特別区域法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 保育士の規定において引用する法律（国家戦略特別区域法〈児童福祉法等の特例〉）の条 ずれを改正 ・ 施行日 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律第 1 条の 規定の施行日又は本条例の公布の日のいずれか遅い日 	
議案第 64 号	茨木市待機児童保育室条例の一部改正について
<p>○ 待機児童保育室みらいの保育対象年齢の引上げに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 待機児童の解消を図るため、保育対象年齢を現行の 1 歳～ 2 歳児から、1 歳～ 3 歳児に拡 充する。 （現 行） 1 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から <u>3 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童 （改正後） 1 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から <u>4 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童 ・ 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日 	
議案第 65 号	茨木市学童保育室条例の一部改正について
<p style="text-align: right;">18 頁参照</p> <p>○ 春日学童保育室の建替えに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 春日学童保育室の位置を変更する。 （現 行） 茨木市上穂東町 5 番 1 8 号 （改正後） 茨木市春日五丁目 5 番 1 7 号 ・ 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日 	

○ 区域内における建築物等の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

・ 主な内容

①適用の区域…太田東芝町・城の前町地区地区計画の区域内

②用途の制限

[東地区（太田東芝町）]

(1) 建築できない建築物等

〈施設導入エリア〉

ア 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿

イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

ウ 自動車教習所

エ マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの

オ ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもの

カ ナイトクラブその他これに類するもの

キ キャバレー、料理店その他これらに類するもの

ク 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

ケ コンクリートプラント、クラッシュプラント

〈都市機能誘導エリア〉

コ ア（建築物内の施設利用者用の就寝用施設を除く。）～ケ

サ 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルをこえるもの等

(2) 建築できる建築物

〈文教エリア〉

シ 寄宿舎 ス 学校 セ 認定こども園 ソ 保育所

タ シ～ソの建築物に附属する建築物（店舗、飲食店、事務所等を含む）

〈居住（低層）エリア〉

チ 一戸建て住宅、長屋建ての住宅

ツ チに定める住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの

テ 共同住宅、寄宿舎、下宿 ト 診療所

ナ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 ニ 集会所

ヌ チ～ニに附属する建築物

[西地区（城の前町）]

(1) 建築できない建築物等

〈施設導入エリア〉

東地区（太田東芝町）の施設導入エリアと同じ

〈商業エリア〉

ア～エ、カ～ケ、サ

(2) 建築できる建築物

〈居住（中高層）エリア〉

ネ 共同住宅

ノ 共同住宅で2階以下の部分を店舗、飲食店、事務所その他これらに類する建築物で500平方メートル以下のもの

ハ ネ、ノの建築物に附属する倉庫で50平方メートルを超えないもの及び畜舎（動物病院、ペットショップ及びペットホテルに附属するものに限る。）

③建築物の高さの最高限度…東地区（太田東芝町）の居住（低層）エリア内は原則10メートル以内

④建築物の緑化率の最低限度…東地区（太田東芝町）の居住（低層）エリア以外は10分の2以上

⑤公益上必要な建築物の特例

市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物等は、その許可の範囲内で用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限の規定を適用しない。

⑥罰則…緑化率の最低制限に違反した場合、30万円以下の罰金

その他の制限に違反した場合、50万円以下の罰金

・ 施行日 公布の日

○ 茨木市 J R 総持寺駅南自転車駐車場及び同北自転車駐車場の開設等に伴う所要の改正

・主な改正内容

駐車場の名称、位置及び車両の種類を規定

[名称及び位置等]

- | | | |
|-----|-------|---|
| (1) | 名 称 | 茨木市 J R 総持寺駅南自転車駐車場 |
| | 位 置 | 茨木市総持寺一丁目 3 5 8 番 1、3 5 9 番 |
| | 車両の種類 | 自動二輪車、原動機付自転車、自転車 |
| (2) | 名 称 | 茨木市 J R 総持寺駅北自転車駐車場 |
| | 位 置 | 茨木市西河原一丁目 2 7 3 番 1、2 7 4 番 2、2 7 5 番 2、
2 7 5 番 4、5 7 9 番 1 |
| | 車両の種類 | 自転車 |

・施行日 平成 3 0 年 3 月 1 日

○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴う所要の改正

・主な改正内容

一般道路上の案内標識における高速道路の表示方法の変更等に伴い、道路標識の寸法を定める別表の標識種別に係る番号を変更

・施行日 公布の日

議案第 69 号	平成 28 年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
<p>○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 9 2 7 , 6 6 3 , 7 8 2 円 ・ 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ 	
議案第 70 号	平成 28 年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
<p>○ 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 6 3 8 , 3 5 0 , 3 3 9 円 ・ 処分方法 資本金への組入れ 	
議案第 71 号	市道路線の認定について
<p>○ 新規路線整備に伴う路線認定 3 0 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの 2 1 路線 ・ 認定依頼を受けたもの 9 路線 	
議案第 72 号	市道路線の変更について
<p>○ 新規路線整備に伴う既認定の起終点の変更 8 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 7 路線 ・ 認定依頼を受けたもの（終点変更） 1 路線 	

議案第 73 号	財産（土地）の処分について（彩都あかね 10 番 1 外 7 筆）	21 頁参照
----------	-----------------------------------	--------

○ 彩都中部地区の普通財産について、企業の誘致を図るため処分する。

- ・処分の金額 1 4 3, 0 0 0, 0 0 0 円
- ・処分の相手方 箕面市箕面四丁目 1 4 番 3 5 号
株式会社あかね 代表取締役 ^{たなか} 田中 ^{しょういち} 昭市
- ・処分財産 茨木市彩都あかね 1 0 番 1、2 (面積 6 3 3. 1 9 m²)
茨木市彩都あかね 1 1 番 2～5、7、8 (面積 2 1, 9 7 4. 3 6 m²)
合計面積 2 2, 6 0 7. 5 5 m²

議案第 74 号	平成 29 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 1 号）
----------	-------------------------------

○ 補正額 3 7 3, 1 6 2 千円（補正後 89, 253, 162 千円－補正前 88, 880, 000 千円）

(歳入)		(歳出)	
・地方交付税	5 6, 5 7 5 千円	・物件費	1 2 0, 7 6 4 千円
・国庫支出金	8 8, 9 7 8 千円	・補助費等	3, 7 2 7 千円
・府支出金	8 4, 6 0 9 千円	・投資的経費	2 4 8, 6 7 1 千円
・財産収入	1 4 3, 0 0 0 千円		
・繰越明許費補正			
(追加) 市民会館跡地エリア活用事業			5 9, 7 2 4 千円
・債務負担行為補正			
(追加) 私立保育所等建設補助事業（その 2）			8 6 4, 8 4 4 千円

認定第 1 号	平成 28 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
---------	----------------------------

		(平成 27 年度)
・歳入決算額	8 6, 5 4 0, 0 0 8, 1 2 2 円	(85, 900, 010, 442 円)
・歳出決算額	8 4, 1 9 6, 3 9 4, 2 6 7 円	(84, 575, 066, 834 円)
・歳入歳出差引額	2, 3 4 3, 6 1 3, 8 5 5 円	(1, 324, 943, 608 円)
・翌年度へ繰越すべき財源	1, 4 3 4, 9 7 9, 6 0 6 円	(412, 438, 216 円)
・実質収支	9 0 8, 6 3 4, 2 4 9 円	(912, 505, 392 円)

認定第 2 号	平成 28 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	
		(平成 27 年度)
・歳入決算額	5, 2 9 6, 4 7 3, 9 5 1 円	(5, 333, 711, 380 円)
・歳出決算額	1 4 9, 1 5 9, 3 3 0 円	(92, 232, 689 円)
・歳入歳出差引額	5, 1 4 7, 3 1 4, 6 2 1 円	(5, 241, 478, 691 円)
認定第 3 号	平成 28 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 27 年度)
・歳入決算額	3 2, 8 6 8, 0 3 9, 8 2 7 円	(33, 393, 628, 998 円)
・歳出決算額	3 2, 6 4 0, 4 7 9, 9 2 1 円	(33, 237, 532, 126 円)
・歳入歳出差引額	2 2 7, 5 5 9, 9 0 6 円	(156, 096, 872 円)
認定第 4 号	平成 28 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
		(平成 27 年度)
・歳入決算額	3, 5 9 4, 0 6 1, 9 7 9 円	(3, 408, 560, 771 円)
・歳出決算額	3, 4 6 2, 7 8 0, 2 4 6 円	(3, 285, 839, 550 円)
・歳入歳出差引額	1 3 1, 2 8 1, 7 3 3 円	(122, 721, 221 円)
認定第 5 号	平成 28 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	
		(平成 27 年度)
・歳入決算額	1 6, 5 3 1, 6 7 7, 1 9 1 円	(15, 821, 424, 857 円)
・歳出決算額	1 6, 0 9 1, 4 6 2, 4 6 8 円	(15, 549, 629, 079 円)
・歳入歳出差引額	4 4 0, 2 1 4, 7 2 3 円	(271, 795, 778 円)

認定第 6 号	平成 28 年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	
<p>(収益的収支) ※消費税及び地方消費税を除く (平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入決算額 7, 0 6 4, 7 6 3, 4 4 3 円 (6, 959, 650, 611 円) ・支出決算額 6, 0 8 9, 6 3 5, 6 6 6 円 (6, 198, 134, 424 円) ・収入支出差引額 9 7 5, 1 2 7, 7 7 7 円 (761, 516, 187 円) <p>(資本的収支) ※消費税及び地方消費税を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入決算額 2, 3 1 4, 0 0 4, 7 7 2 円 (2, 376, 409, 102 円) ・支出決算額 4, 6 2 6, 8 0 0, 9 0 0 円 (4, 544, 573, 026 円) ・収入支出差引額 △ 2, 3 1 2, 7 9 6, 1 2 8 円 (△2, 168, 163, 924 円) <p>※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金処分額で補てん</p>		
認定第 7 号	平成 28 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	
<p>(収益的収支) ※消費税及び地方消費税を除く (平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入決算額 5, 3 2 3, 2 1 3, 1 8 9 円 (5, 346, 134, 723 円) ・支出決算額 4, 6 7 8, 7 1 8, 9 1 8 円 (4, 590, 908, 176 円) ・収入支出差引額 6 4 4, 4 9 4, 2 7 1 円 (755, 226, 547 円) <p>(資本的収支) ※消費税及び地方消費税を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入決算額 1, 1 9 2, 4 6 4, 7 3 5 円 (100, 607, 597 円) ・支出決算額 2, 4 5 9, 1 1 9, 5 3 3 円 (1, 825, 692, 470 円) ・収入支出差引額 △ 1, 2 6 6, 6 5 4, 7 9 8 円 (△1, 725, 084, 873 円) <p>※ 資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 219, 412, 000 円を除く。)が資本的支出額に不足する額 1, 486, 066, 798 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補てん</p>		
報告第 20 号	平成 28 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
<p>○ 地方自治法第 2 3 3 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告</p>		

報告第 21 号	平成 28 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
<p>○ 平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状況の報告</p>	
報告第 22 号	平成 28 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
<p>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告</p>	
報告第 23 号	放棄した債権の報告について
<p>○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄した私債権等 13 件 556,400 円 	

茨木市市税条例等の主な改正内容

1 個人市民税

項目	改正内容	施行日																																																																																															
① 配偶者控除等における新たな控除額の仕組みの設定	<p>平成31年度課税分(平成30年中所得)から次の仕組みにより控除する。</p> <p>(1)配偶者控除・配偶者特別控除 納税者本人の給与収入が1,120万円を超えると控除額が遞減する仕組みを設定 本人の給与収入が ・1,120万円超 : 控除額 3分の2 ・1,170万円超 : 控除額 3分の1 ・1,220万円超 : 控除額 適用なし</p> <p>(2)配偶者特別控除 控除を受けられる配偶者の所得上限の引上げ 給与収入が〈現行〉141万円未満 → 〈見直し後〉201万円以下 (単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の給与収入</th> <th colspan="10">配偶者の給与収入</th> </tr> <tr> <th>~103</th> <th>~155 (110未満)</th> <th>~160 (115未満)</th> <th>~167 (120未満)</th> <th>~175 (125未満)</th> <th>~183 (130未満)</th> <th>~190 (135未満)</th> <th>~197 (140未満)</th> <th>~201 (141未満)</th> <th>201超 (141~)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>~1,120</td> <td>33 (33)</td> <td>33 (33)</td> <td>31 (31)</td> <td>26 (26)</td> <td>21 (21)</td> <td>16 (16)</td> <td>11 (11)</td> <td>6 (6)</td> <td>3 (3)</td> <td>- (-)</td> </tr> <tr> <td>~1,170</td> <td>22 (33)</td> <td>22 (33)</td> <td>21 (31)</td> <td>18 (26)</td> <td>14 (21)</td> <td>11 (16)</td> <td>8 (11)</td> <td>4 (6)</td> <td>2 (3)</td> <td>- (-)</td> </tr> <tr> <td>~1,220</td> <td>11 (33)</td> <td>11 (33)</td> <td>11 (31)</td> <td>9 (26)</td> <td>7 (21)</td> <td>6 (16)</td> <td>4 (11)</td> <td>2 (6)</td> <td>1 (3)</td> <td>- (-)</td> </tr> <tr> <td>1,220超</td> <td>- (33)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> <td>- (-)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ()内は現行 ※ 給与収入のみの場合 ※ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填</p> <p>[モデルケース] ※それぞれ給与収入のみの場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の給与収入</th> <th>所得控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫 400万円 妻 155万円</td> <td>夫の所得控除額(配偶者特別控除) 〈現行〉適用なし → 〈見直し後〉33万円</td> </tr> <tr> <td>夫 400万円 妻 201万円</td> <td>夫の所得控除額(配偶者特別控除) 〈現行〉適用なし → 〈見直し後〉3万円</td> </tr> <tr> <td>夫 1,230万円 妻 なし</td> <td>夫の所得控除額(配偶者控除) 〈現行〉33万円 → 〈見直し後〉適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の給与収入	配偶者の給与収入										~103	~155 (110未満)	~160 (115未満)	~167 (120未満)	~175 (125未満)	~183 (130未満)	~190 (135未満)	~197 (140未満)	~201 (141未満)	201超 (141~)	配偶者控除											配偶者特別控除											~1,120	33 (33)	33 (33)	31 (31)	26 (26)	21 (21)	16 (16)	11 (11)	6 (6)	3 (3)	- (-)	~1,170	22 (33)	22 (33)	21 (31)	18 (26)	14 (21)	11 (16)	8 (11)	4 (6)	2 (3)	- (-)	~1,220	11 (33)	11 (33)	11 (31)	9 (26)	7 (21)	6 (16)	4 (11)	2 (6)	1 (3)	- (-)	1,220超	- (33)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	世帯の給与収入	所得控除	夫 400万円 妻 155万円	夫の所得控除額(配偶者特別控除) 〈現行〉適用なし → 〈見直し後〉33万円	夫 400万円 妻 201万円	夫の所得控除額(配偶者特別控除) 〈現行〉適用なし → 〈見直し後〉3万円	夫 1,230万円 妻 なし	夫の所得控除額(配偶者控除) 〈現行〉33万円 → 〈見直し後〉適用なし	平成31年1月1日
納税者本人の給与収入	配偶者の給与収入																																																																																																
	~103	~155 (110未満)	~160 (115未満)	~167 (120未満)	~175 (125未満)	~183 (130未満)	~190 (135未満)	~197 (140未満)	~201 (141未満)	201超 (141~)																																																																																							
配偶者控除																																																																																																	
配偶者特別控除																																																																																																	
~1,120	33 (33)	33 (33)	31 (31)	26 (26)	21 (21)	16 (16)	11 (11)	6 (6)	3 (3)	- (-)																																																																																							
~1,170	22 (33)	22 (33)	21 (31)	18 (26)	14 (21)	11 (16)	8 (11)	4 (6)	2 (3)	- (-)																																																																																							
~1,220	11 (33)	11 (33)	11 (31)	9 (26)	7 (21)	6 (16)	4 (11)	2 (6)	1 (3)	- (-)																																																																																							
1,220超	- (33)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)																																																																																							
世帯の給与収入	所得控除																																																																																																
夫 400万円 妻 155万円	夫の所得控除額(配偶者特別控除) 〈現行〉適用なし → 〈見直し後〉33万円																																																																																																
夫 400万円 妻 201万円	夫の所得控除額(配偶者特別控除) 〈現行〉適用なし → 〈見直し後〉3万円																																																																																																
夫 1,230万円 妻 なし	夫の所得控除額(配偶者控除) 〈現行〉33万円 → 〈見直し後〉適用なし																																																																																																
② 住宅ローン減税の延長	個人市民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長する。	公布の日																																																																																															

2 法人市民税

項目	改正内容	施行日
① 法人税割の税率の引下げ	<p>消費税率10%への引上げに際して、地域間の税源偏在性の是正、財政力格差の縮小のため、法人税割の一部が地方交付税の原資とされ「地方法人税」として国税化されることに伴い、法人税割の税率を引下げる。</p> <p>(現行) (見直し後)</p> <p>・法人税割(市) 12.1% → 8.4% (△3.7%) [参考]地方法人税(国)4.4% → 10.3% (+5.9%) <地方交付税原資化> ※法人事業税交付金の創設により市町村分の引下げ2%相当分を補填</p>	平成31年10月1日
② 減免対象法人に係る手続きの簡素化	減免対象法人としている管理組合法人等を条文上明示し、収益事業を行っていない法人に対する減免手続について簡素化を図る。	公布の日 平成30年4月1日

3 軽自動車税

項目	改正内容	施行日																										
① 環境性能割の創設等	<p>消費税率10%への引上げに際して、自動車取得税(府税)が廃止されることに伴い、環境性能割(市税)の創設等を行う。</p> <p>〈現行〉</p> <table border="1"> <tr> <td>自動車取得税【府税】</td> <td>自動車税 環境性能割【府税】</td> </tr> <tr> <td>・自家用自動車 3%</td> <td>※交付金制度</td> </tr> <tr> <td>・営業用自動車、軽自動車 2%</td> <td>都道府県に納付された</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額の100分の95のうち、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100分の65を市町村に交付</td> </tr> <tr> <td>※交付金制度</td> <td>軽自動車税 環境性能割【市税】</td> </tr> <tr> <td>都道府県に納付された</td> <td>・自家用 環境性能に応じて、3段階</td> </tr> <tr> <td>税額の100分の95のうち、</td> <td>の税率(非課税、1.0%、2.0%)を設定</td> </tr> <tr> <td>100分の70を市町村に交付</td> <td>・営業用 環境性能に応じて、4段階</td> </tr> <tr> <td></td> <td>の税率(非課税、0.5%、1.0%、2.0%)を設定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※当分の間、府が賦課徴収</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※平成31年度に税率区分を見直し</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税【市税】</td> <td>軽自動車税 種別割【市税】※名称変更</td> </tr> </table>	自動車取得税【府税】	自動車税 環境性能割【府税】	・自家用自動車 3%	※交付金制度	・営業用自動車、軽自動車 2%	都道府県に納付された		税額の100分の95のうち、		100分の65を市町村に交付	※交付金制度	軽自動車税 環境性能割【市税】	都道府県に納付された	・自家用 環境性能に応じて、3段階	税額の100分の95のうち、	の税率(非課税、1.0%、2.0%)を設定	100分の70を市町村に交付	・営業用 環境性能に応じて、4段階		の税率(非課税、0.5%、1.0%、2.0%)を設定		※当分の間、府が賦課徴収		※平成31年度に税率区分を見直し	軽自動車税【市税】	軽自動車税 種別割【市税】※名称変更	平成31年10月1日
自動車取得税【府税】	自動車税 環境性能割【府税】																											
・自家用自動車 3%	※交付金制度																											
・営業用自動車、軽自動車 2%	都道府県に納付された																											
	税額の100分の95のうち、																											
	100分の65を市町村に交付																											
※交付金制度	軽自動車税 環境性能割【市税】																											
都道府県に納付された	・自家用 環境性能に応じて、3段階																											
税額の100分の95のうち、	の税率(非課税、1.0%、2.0%)を設定																											
100分の70を市町村に交付	・営業用 環境性能に応じて、4段階																											
	の税率(非課税、0.5%、1.0%、2.0%)を設定																											
	※当分の間、府が賦課徴収																											
	※平成31年度に税率区分を見直し																											
軽自動車税【市税】	軽自動車税 種別割【市税】※名称変更																											
② グリーン化特例の適用期限の延長と燃費基準の見直し	<p>環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年間延長する。 (平成29年4月1日～平成31年3月31日の新規検査が対象)</p> <table border="1"> <tr> <td>現行</td> <td>見直し後</td> </tr> <tr> <td>H28. 4. 1～H29. 3. 31取得分</td> <td>H29. 4. 1～H31. 3. 31取得分</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>電気自動車等</td> </tr> <tr> <td>軽減率</td> <td>軽減率</td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+20%達成</td> <td>2020年度燃費基準+30%達成</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>※取得の翌年度分に限る。</p>	現行	見直し後	H28. 4. 1～H29. 3. 31取得分	H29. 4. 1～H31. 3. 31取得分	区分	区分	電気自動車等	電気自動車等	軽減率	軽減率	75%	75%	2020年度燃費基準+20%達成	2020年度燃費基準+30%達成	50%	50%	2020年度燃費基準達成	2020年度燃費基準+10%達成	25%	25%	公布の日						
現行	見直し後																											
H28. 4. 1～H29. 3. 31取得分	H29. 4. 1～H31. 3. 31取得分																											
区分	区分																											
電気自動車等	電気自動車等																											
軽減率	軽減率																											
75%	75%																											
2020年度燃費基準+20%達成	2020年度燃費基準+30%達成																											
50%	50%																											
2020年度燃費基準達成	2020年度燃費基準+10%達成																											
25%	25%																											

4 固定資産税

＜わがまち特例＞

項目	特例率	茨木市	軽減期間	施行日
① 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業(定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産	【課税標準額に乗じる割合】 1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内	【課税標準額に乗じる割合】 課税標準となるべき価格×1/2	定めなし	公布の日
② 企業主導型保育事業の用に供する固定資産(有料で借受けた資産は除く。)	【課税標準額に乗じる割合】 1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内	【課税標準額に乗じる割合】 課税標準となるべき価格×1/3	5年度分	公布の日
③ 緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地(有償貸付は除く。)	【課税標準額に乗じる割合】 2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内	【課税標準額に乗じる割合】 課税標準となるべき価格×2/3	3年度分	公布の日

＜居住用超高層建築物(タワーマンション)に係る課税見直し＞

項目	改正内容	施行日
居住用超高層建築物に係る課税	居住用超高層建築物に係る区分所有者ごとの固定資産税等について、実際の階層別取引価格の傾向を踏まえて補正する課税に対し、区分所有者全員による申し出があった場合は、当該補正方法によらず按分することができる。	公布の日

大阪府の福祉医療費助成制度の再構築について

1 再構築の理由

高齢化の進展等に伴う医療費の増嵩により、将来にわたり持続可能な制度構築の観点から対象者及び給付の範囲を選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることを目的として、大阪府福祉医療助成制度が改正されたことに伴い、本市においても府制度の内容に準じた再構築を行う。

〔※〔市〕〕：市制度の改正、〔規則〕：規則において改正

2 再構築の主な内容

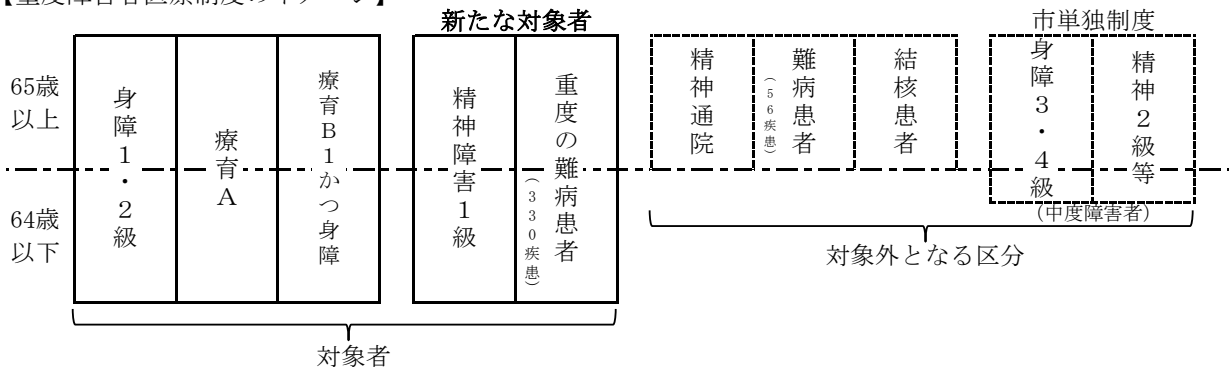
○障害者医療制度の拡充

- ・老人医療の対象である65歳以上の方を新たな対象に加え、重度障害者医療とする。
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者、難病患者のうち障害年金1級程度該当者も対象とする。
- ・助成の内容として、訪問看護ステーションによる訪問看護も新たに対象とする。（老人医療<経過措置>・ひとり親家庭・こども医療制度も同様）

○老人医療制度の廃止 くうち60歳以上の中度障害者 ※〔市〕

- ・重度の障害者及びひとり親家庭対象者は、重度障害者医療・ひとり親家庭医療へ移行する。
- ・新たな障害者医療制度では対象外となる区分の方（精神通院者等、市単独制度対象者<60歳以上の中度障害者>）については、経過措置期間として、平成33年3月末まで又は65歳に達する前日のいずれか遅い方まで助成を行う。

【重度障害者医療制度のイメージ】



○ひとり親家庭医療 ※〔規則〕

- ・裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者も対象とする。

3 一部自己負担金（障害者医療・老人医療<経過措置>）※〔規則〕

- ・院外調剤について自己負担を導入するとともに、1医療機関あたりの月額上限（月2日限度）を撤廃し、入院・通院・院外調剤それぞれで1医療機関あたり1日500円以内とする。
- ・月額上限額を現行の2,500円から3,000円へ引き上げる。
- ・こども医療、ひとり親家庭医療については、現行制度（月額2,500円上限、月2日限度）を維持する。

○現行

1日あたりの負担額	月2日限度	院外薬局での負担	月額上限額
1医療機関あたり 500円以内/日	あり	なし	2,500円

○再構築後

1日あたりの負担額	月2日限度	院外薬局での負担	月額上限額
1医療機関あたり 500円以内/日	なし	1薬局あたり 500円以内/日	3,000円

《具体例1》院外調剤の1日あたりの自己負担額を500円とする。

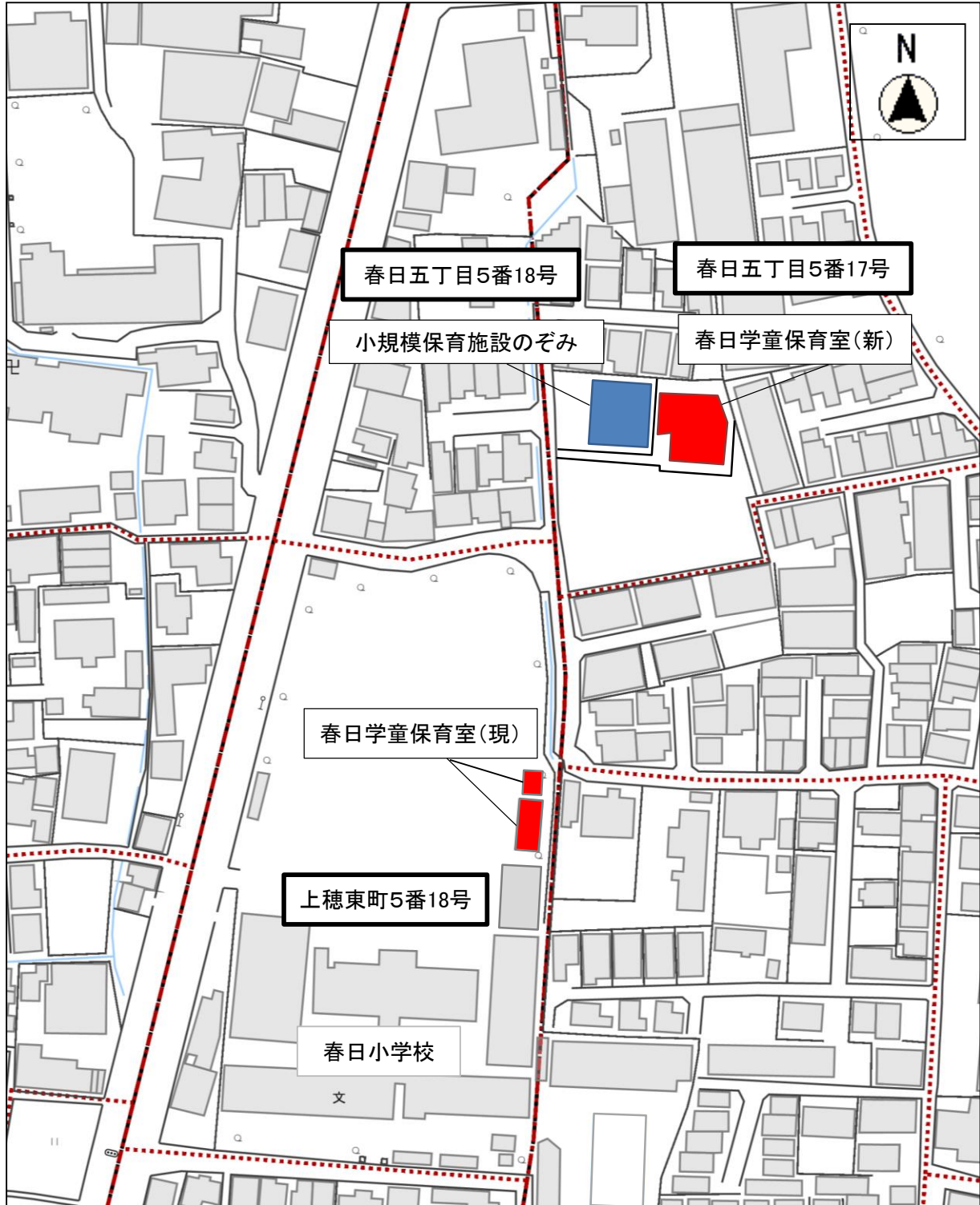
区分	日数	現行負担額	改正後負担額
医科通院	2日	1,000円	1,000円
院外調剤	2日	0円	1,000円
合計		1,000円	2,000円
最終自己負担額		1,000円	2,000円

《具体例2》月額上限額を2,500円から3,000円とする。

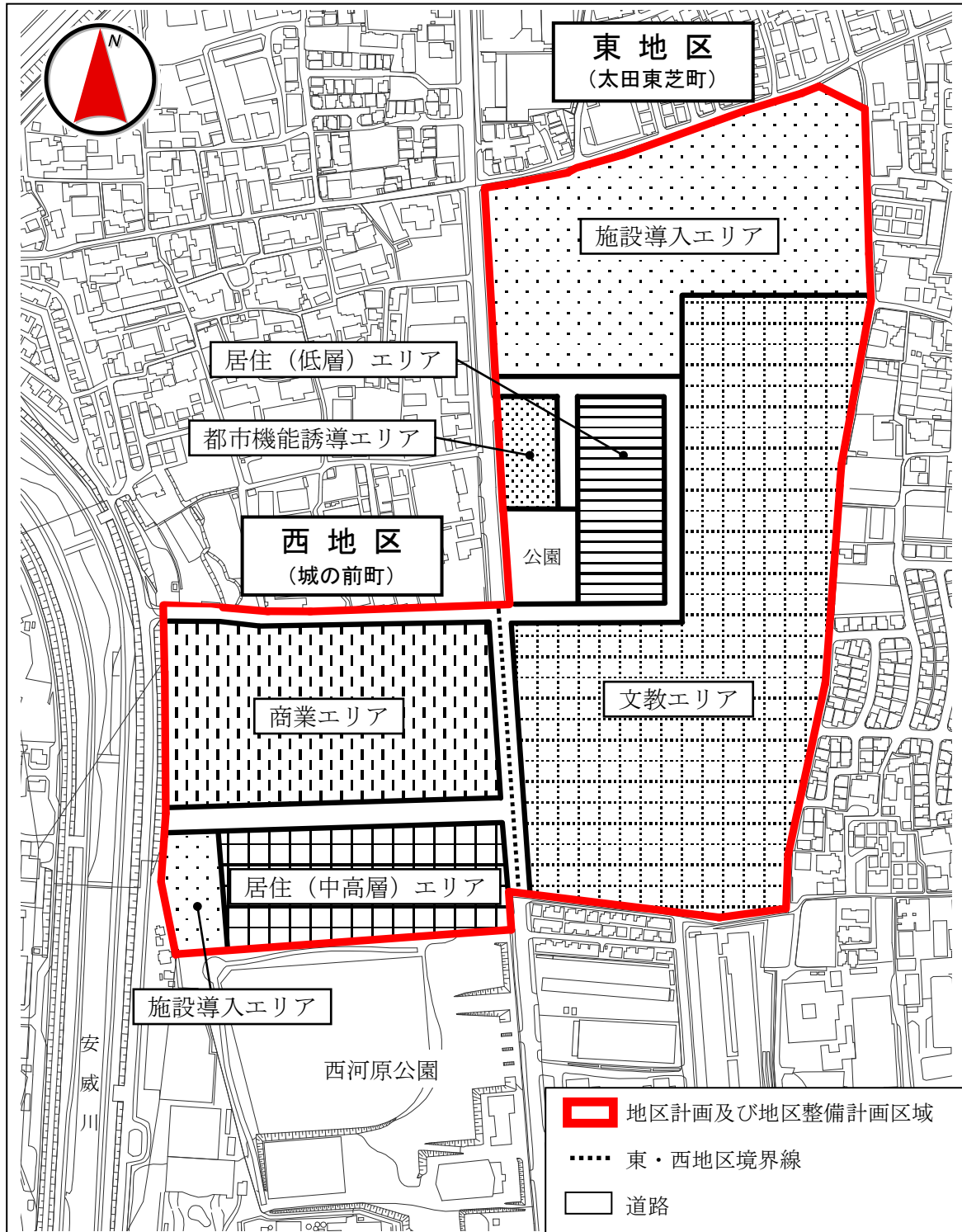
区分	日数	現行負担額	改正後負担額
医科通院A	2日	1,000円	1,000円
医科通院B	2日	1,000円	1,000円
医科通院C	3日	1,000円	1,500円
院外調剤	7日	0円	3,500円
合計		3,000円	7,000円
最終自己負担額		2,500円	3,000円

※月額上限

小規模保育施設のぞみ及び春日学童保育室位置図



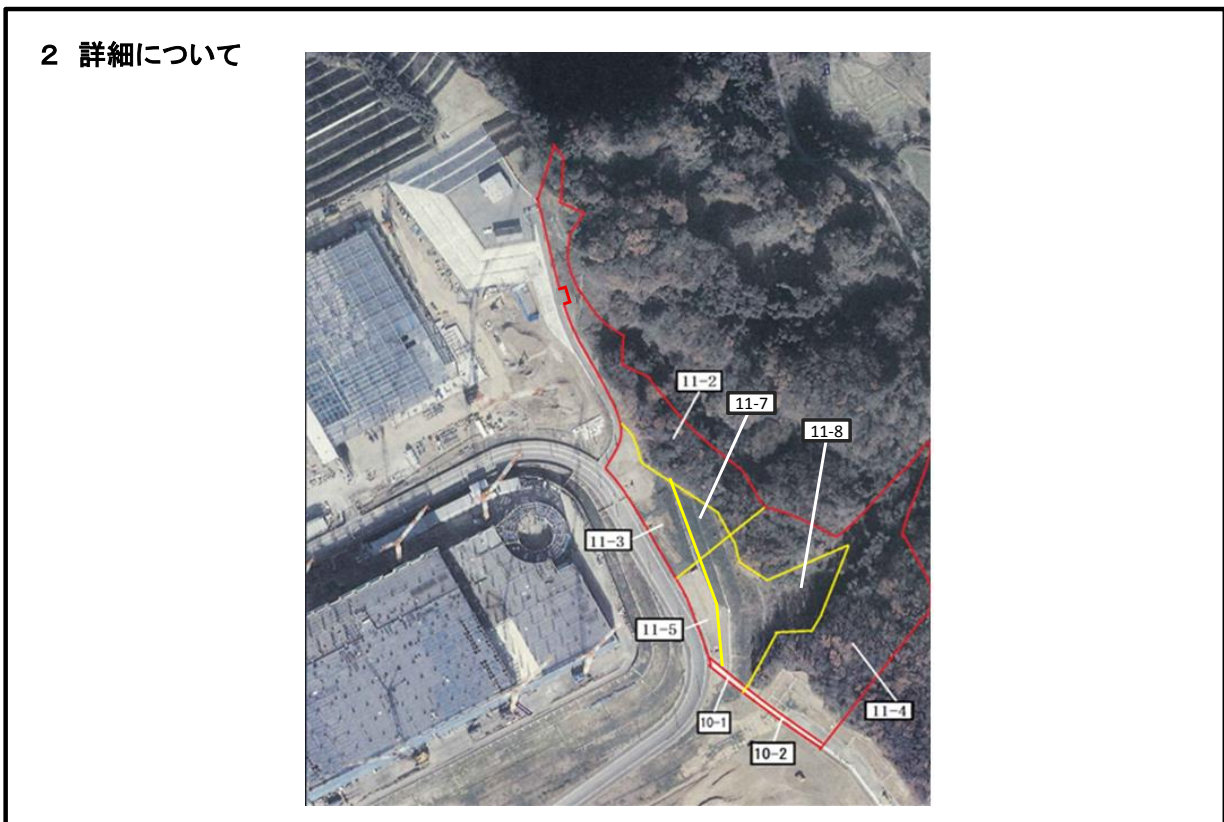
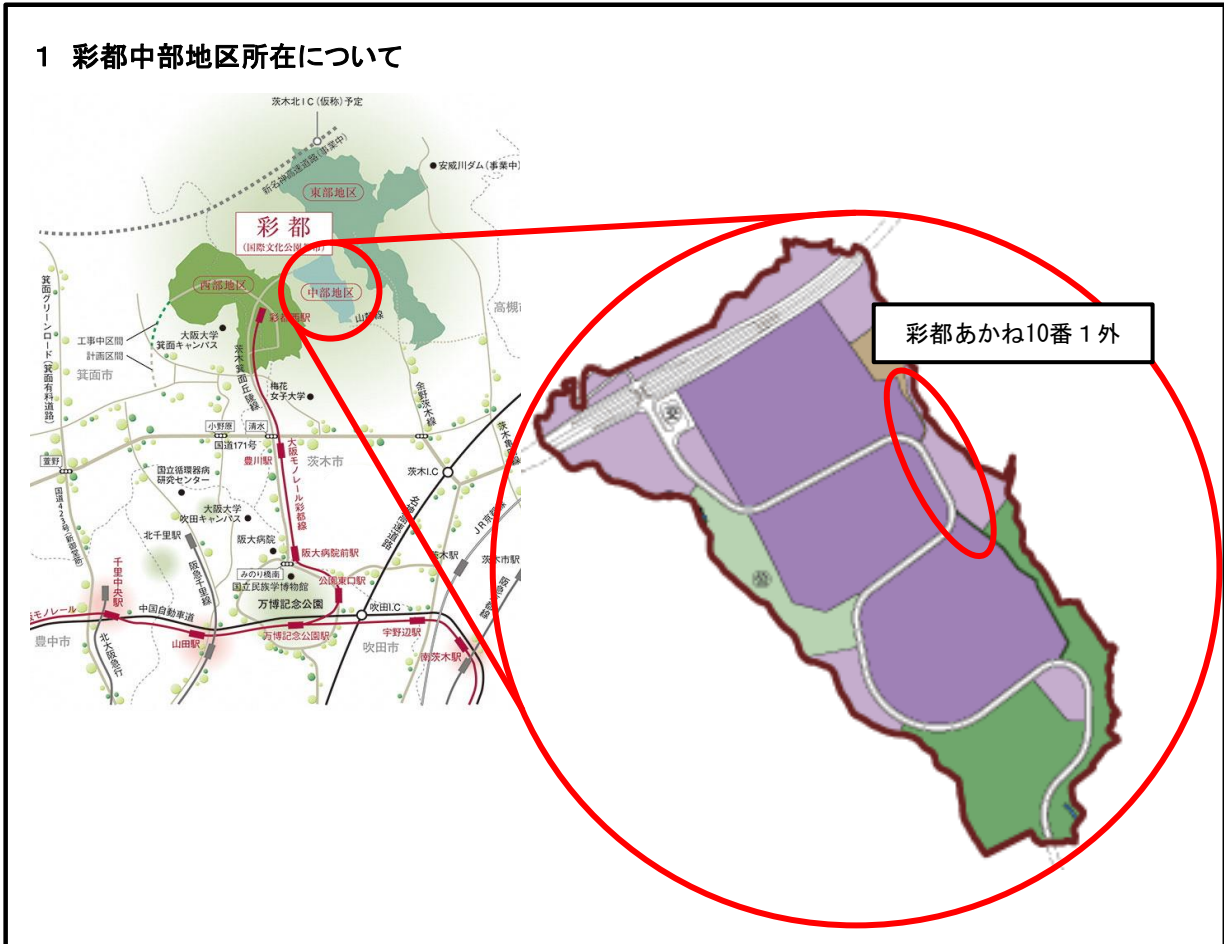
太田東芝町・城の前町地区地区計画利用計画図



茨木市JR総持寺駅南自転車駐車場及び北自転車駐車場位置図



財産（土地）処分 位置図



平成29年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左の内訳		備考
		特定財源	一般財源	
10 地方交付税	56,575		56,575	普通交付税
14 国庫支出金	88,978	88,978		保育所等整備交付金 80,928 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 8,050 橋梁維持費補助金 34,100 橋梁新設改良費補助金 △34,100
15 府支出金	84,609	84,609		地域医療介護総合確保基金事業費補助金 82,449 人権教育研究推進事業委託金 810 カリキュラム・マネジメント調査研究事業委託金 700 地方消費者行政推進交付金 650
16 財産収入	143,000		143,000	不動産売払収入
補正額 A	373,162	173,587	199,575	
補正前の予算額 B	88,880,000	32,509,265	56,370,735	
補正後の予算額 A+B	89,253,162	32,682,852	56,570,310	

平成29年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
02 総 務 費	166,582		106,858			59,724	
03 民 生 費	200,520		12,973		2,500	185,047	
07 商 工 費	650		50		600		
08 土 木 費	3,900					3,900	
10 教 育 費	1,510		883		627		
補 正 額 A	373,162		120,764		3,727	248,671	
補正前の予算額 B	88,880,000	14,591,082	16,512,696	26,640,047	7,364,065	8,106,495	15,665,615
補正後の予算額 A + B	89,253,162	14,591,082	16,633,460	26,640,047	7,367,792	8,355,166	15,665,615

9月補正予算の内容について

1 基本方針

国府補助金を活用し、待機児童解消のための私立保育所等の建設補助をはじめ、地域密着型介護施設の整備、特殊詐欺等の被害防止対策の実施など、直面する行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

また、当初予算から増額となった普通交付税等を活用し、元市民会館等の解体に向けた設計委託やこども医療費助成制度の対象年齢の拡充に向けたシステム改修等を行うとともに、障害者グループホームの開設費用を補助する。

なお、元市民会館等の解体設計委託等について繰越明許費を設定するとともに、私立保育所等建設補助事業について債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 国や府の補助金を活用する事業

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
待機児童の解消		96,098	80,928	15,170
私立保育所等の建設補助 【債務負担行為】 【保育幼稚園総務課】	待機児童の解消と保育環境の改善を図るため、私立保育所等の建替え（3園）に係る費用を補助する。 【財源：保育所等整備交付金(国)】	96,098	80,928	15,170
介護施設の充実		82,449	82,449	
地域密着型介護施設の整備補助 【介護保険課】	介護サービスの充実を図るため、地域密着型介護施設の整備に係る費用を補助する。 【財源：地域医療介護総合確保基金事業費補助金(府)】 【施設整備(新設)】 ・特別養護老人ホーム(社会福祉法人 恩賜財団 済生会) 【開設準備等(定員増)】 ・認知症対応型共同生活介護施設(株式会社 WAN)	82,449	82,449	
消費生活の啓発		650	650	
特殊詐欺等の被害防止対策 【市民生活相談課】	還付金詐欺や悪質商法等の被害を防止するため、多世代交流センター等で高齢者を対象に注意喚起を促すイベント(啓発寄席)や講座を開催する。 【財源：地方消費者行政推進交付金(府)】	650	650	
学校教育の推進		1,510	1,510	
カリキュラム・マネジメントの調査研究 【学校教育推進課】	次期学習指導要領による授業時間の増加に対応するため、国のモデル事業として、時間割編成のあり方等(カリキュラム・マネジメント)の調査研究を行う。 【財源：カリキュラム・マネジメント調査研究事業委託金(府)】	700	700	
人権教育の効果的な指導方法等の検討 【学校教育推進課】	家庭・地域・学校が連携した人権教育を推進するため、国のモデル事業として、小中一貫の指導案の検討や、効果的な指導方法等に関する検討・研究を行う。 【財源：人権教育研究推進事業委託金(府)】	810	810	
合 計		180,707	165,537	15,170

(2) 市民会館跡地活用

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民会館跡地活用		59,724		59,724
元市民会館等の解体設計 [繰越明許費] 【政策企画課】	市民会館跡地活用を進めるため、元市民会館及び福祉文化会館の解体に向けた設計委託を行う。	59,724		59,724

(3) 子育て支援等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
こども医療の拡充・学童保育室の整備		11,200		11,200
こども医療費助成の拡充に向けたシステム改修等 【こども政策課】	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、こども医療費助成制度の対象を15歳（中学校3年生）まで拡充するにあたり、システム改修等を行う。	4,700		4,700
中条学童保育室の整備 【学童保育課】	入室児童数の増加に対応するため、学童保育室の整備に向けた設計委託を行う。	6,500		6,500

(4) 障害者福祉

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者施設の充実		10,773		10,773
障害者グループホームの開設補助 【障害福祉課】	障害者の共同生活援助施設であるグループホームを開設する団体に対して、改修に係る費用を補助する。 ・社会福祉法人 マイウェイ福祉の会 (摂津市学園町一丁目<アンタレス>) ※主たる事業所：茨木市真砂一丁目<ジュピター>	2,500		2,500
障害福祉センターハートフルの機械入浴設備更新 【障害福祉課】	利用環境の向上を図るため、障害福祉センターハートフルの機械入浴設備を更新する。	8,273		8,273

(5) 長寿命化対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
橋梁の長寿命化		65,900	34,100	31,800
橋梁の設計委託・詳細点検等 【道路交通課】	長寿命化計画に基づく断面補修等の工事に向けた設計委託及び現状の老朽化度合についての詳細点検を実施する。なお、橋梁新設改良事業における設計委託については、平成28年度に実施した法定点検の状況等により着手を延期するとともに、補正対応を図る橋梁については橋梁維持事業で実施する。 補正額 3,900 = 橋梁維持 65,900 - 橋梁新設改良 62,000	65,900 (3,900)	34,100 (0)	31,800 (3,900)

※事業費と補正額が異なる項目については、下段に()で補正額を示す。

(6) 法令改正への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
旧姓併記への対応		69,900	8,050	61,850
住民基本台帳システム等の改修 【市民課】	住民基本台帳法施行令等の改正に伴う住民票等への旧姓併記等に対応するため、住民基本台帳システム等の改修を行う。 【財源：社会保障・税番号制度システム整備費補助金(国)】	69,900	8,050	61,850

(7) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
繰越明許費		
市民会館跡地エリア活用事業 【政策企画課】	元市民会館及び福祉文化会館の解体に向けた設計委託を行うにあたり、年度内に事業が完了しないため。	59,724
債務負担行為		
私立保育所等建設補助事業(その2) 【保育幼稚園総務課】	待機児童の解消と保育環境の改善を図るため、私立保育所等の建替えに対する建設補助について、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 【期間】 平成30年度 【限度額】 864,844千円	864,844